

組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2024年3月 VOL. 92

<http://accumulation.or.jp>

組合員の皆様へ

季節の変わり目となり、気温の寒暖差が激しい気候になっておりますので、天気予報に応じた服装に十分留意願います。又、スギ、ヒノキによる花粉症のシーズンとなりましたので、野外作業時にはゴーグル、マスク着用による感染対策を徹底願います。

第 11 回通常総会（3 月 29 日）開催

コロナ禍により、長期間当組合の通常総会は対面では開催出来ておりませんでした。今回の第 11 回通常総会は下記日程にて対面で開催致しますので、是非皆様のご出席をお願い致します。

日 程 : 2024年3月29日（金）午後

場 所 : 埼玉会館（埼玉県さいたま市浦和区）

※詳細については、別途「総会開催のご案内」を郵送させていただきますので、

ご確認、ご出席いただきますようお願い致します。

技能実習制度の見直し

2月9日第17回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書等、令和5年11月30日の「最終報告書（概要）」を踏まえた政府方針が決定されました。

本対応方針に基づき、今国会に法案が提出される見通しです。

＜政府の対応＞

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保に留意しつつ、進める。

- 1) 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設。
- 2) 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

* 添付資料「政府の対応について（案）」を参照願います。

日本語作文コンクールの応募について

今般公益社団法人 国際人材協力機構では、日本語による作文を以下のとおり募集しておりますので、ご応募希望者の実習生がおりましたら、ご案内をお願いします。

募集期間 2024年4月1日(月)～2024年5月10日(金)

テーマ 特定のテーマを設けませんので、自由にお書きください。

使用言語 日本語

応募形式 A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚分の自筆作文（縦書きでも横書きでも可）

※詳細は、添付資料をご確認ください。

令和6年能登半島地震の影響による在留期間の有効期間

令和6年1月11日「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（以下「特措法」といいます。）第3条第2項の規定に基づく法務省告示（令和6年1月11日法務省告示第5号）が公布・施行されました。

当該告示によって、対象の方は期間満了日が令和6年6月30日まで延長されます。

●対象者

令和6年能登半島地震の発生の時点（令和6年1月1日）において、次のいずれにも該当する本邦滞在者

- （1）在留資格を有して在留している者
- （2）在留期間が令和6年6月29日までに満了する者
- （3）令和6年能登半島地震に際し、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定

する災害発生市町村の区域（以下「救助法適用区域」といいます。）にあるもの及び当該区域に住居地があるもの

→ 新たな在留期間の満了日（令和6年6月30日）までに処分がなされない場合、

7月1日から出入国管理及び難民認定法第20条第6項（同法第21条第4項の規定により準用する場合も含む。）に規定する特例期間が開始されることから、当該特例期間中も在留カードは引き続き有効となります。

「令和6年能登半島地震」災害義援金募金への協力

令和6年1月1日に発生しました「令和6年能登半島地震」に対して日本商工会議所では、被災地の1日も早い復旧・復興を後押しすべく、災害義援金の募集を行っており、当組合も2月20日に義援金100,000円を募金致しました。

緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	070-1229-0925（日水）	070-3667-8667（杉戸） 090-2323-7188（王）

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総論

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものを引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2 外国人の人材確保

(1) 受入れ対象分野

- 「特定産業分野」に限定して設定。
- 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。

(2) 受入れ見込数

- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。

(3) 設定の在り方

- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。

(4) 地域の特性等を踏まえた人材確保

- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
- 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

3 外国人の人材育成

(1) 人材育成の在り方

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

(2) 人材育成の評価方法

- 以下の試験合格等を要件とする。

①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

※受入れ機関は1年経過時までと同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。

※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。

②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格

日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格

※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。

③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格/日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格

(3) 日本語能力の向上方策

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。

- A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

(1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。

(2) 本人の意向による転籍

- (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。

ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている

イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）

ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

（注1）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

（注2）各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。

- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5 関係機関の在り方

(1) 監理支援機関・登録支援機関

- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

- 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。

(2) 受入れ機関

- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。

(3) 送出機関

- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。

- 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。

(4) 外国人育成就労機構

- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6 その他

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。

- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。

- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。

- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。

- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。

- 永住許可制度を適正化。

第32回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール作品募集のご案内

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）は、以下のとおり日本語作文を募集します。
皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

- 応募資格** 募集期間内に日本に在留する外国人技能実習生又は研修生の方
※2024年4月1日現在で、特定活動や特定技能を含む他の在留資格で在留される方は対象になりません。
- 募集期間** 2024年4月1日（月）～2024年5月10日（金） 締切日消印有効
- テーマ** 特定のテーマを設けませんので、自由にお書きください。
- 使用言語** 日本語
- 作品形式** A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚分の自筆作文（縦書きでも横書きでも可）
原稿用紙の枠外に、必ず作品題名と氏名を記入してください。
※パソコン・ワープロ使用による原稿及びコピー原稿は受け付けません。
※筆記用具の指定はありません。文章がはっきり読めるよう濃く書いてください。
※原稿用紙は、本案内に掲載したものをコピーしてお使いください。JITCO ホームページの日本語作文コンクールご案内（<https://www.jitco.or.jp/>）、または JITCO 日本語教材ひろば（<https://hiroba.jitco.or.jp/>）からもダウンロードできます。
- 応募方法** 応募は一人1点で、自作自筆の未発表作品に限ります。
① JITCO ホームページから「応募情報登録フォーム」
（Excel）をダウンロードし、応募情報登録一覧を専用
サイトから送信してください。
② 同フォームから、指定の応募用紙を印刷してください。
③ 応募用紙を応募作品に必ず添付して郵送してください。
※応募用紙に不備があると受付できません。
応募用紙の作成、添付については、監理団体や実習実施者で予めご確認くださいませよう
お願いします。

詳細は応募情報登録の
ご案内をご参照ください。
- 賞**
最優秀賞（4名程度）…表彰状及び賞金（5万円）
優秀賞（4名程度）…表彰状及び賞金（3万円）
優良賞（12名程度）…表彰状及び賞金（2万円）
佳作（15名程度）…賞金（1万円）
※入賞作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」
に掲載します。
なお応募者名簿は掲載いたしませんのでご了承ください。

優秀作品集の冊子は、入賞者と
同所属機関、賛助会員の皆様に
無料で差し上げます。
また JITCO ホームページに
PDF 版を掲載します。
- 入賞発表** 所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、2024年8月中旬に JITCO ホームページで発表する予定です。
- 注意事項**
 - 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
 - 募集要項に即していない作品は、審査の対象外となります。
 - 応募用紙に記載された個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
 - 応募作品は返却しません。
 - 応募作品の著作権は JITCO に帰属します。
- 応募宛先** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階
公益財団法人 国際人材協力機構 日本語作文コンクール事務局
- 問い合わせ** 日本語作文コンクール事務局 電話：03-4306-1184 FAX：03-4306-1119

JITCO日本語作文コンクール 応募情報登録と応募用紙作成のご案内

応募用紙が簡単に印刷できるエクセルフォームをご用意しました。

応募者がたくさんいても、指定のエクセルで応募情報一覧を入力すれば応募用紙が簡単に印刷できます。

応募情報一覧は事務局に送信して受付もスムーズに！ たくさんのご応募をお待ちしております。

「第32回日本語作文コンクール応募情報登録フォーム」 (Excelファイル)

JITCOのホームページ「お知らせ」「日本語作文コンクールのご案内」から

ダウンロードしてください。  <https://www.jitco.or.jp/>



Excelファイルには、
2種類のシートが
格納されています。

シート①
応募情報登録一覧
応募者全員の情報をまとめて
入力できる一覧表です。

+

シート②
応募用紙印刷
「応募情報登録一覧」から、
指定した応募者の応募用紙
が簡単に印刷できます。

簡単印刷



～3つの手順で応募～

1

「応募情報登録一覧」に
応募作品の情報を入力

シート①「応募情報登録一覧」に応募者・所属機関の情報を入力してください。
応募者が複数いる時は、一度に応募する人数分を一覧にまとめてください。



2

「応募情報登録一覧」を
専用サイトから送信

入力したシート①「応募情報登録一覧」は、以下の専用サイトから日本語作文
コンクール事務局へ送信してください。自動返信で送信番号が届きます。

※送信専用サイトはこちら（公開期間2024年4月1日～5月10日）
<https://ws.formzu.net/fgen/S595765395/>



3

応募用紙を簡単印刷
作品原稿に添付して郵送！

シート②「応募用紙印刷」で印刷したい応募者を指定すると、シート①の入力情報が
様式に自動で反映されます。手順2の送信後に届いた送信番号も付記してください。

印刷した応募用紙を各応募作品原稿に添付して
作文コンクール事務局へ郵送してください。

※応募先はこちら
〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング
公益財団法人 国際人材協力機構 日本語作文コンクール事務局



△作文原稿は郵送でのみ受け付けます。手順2の応募情報登録時に原稿は添付しないでください。

△専用サイトからの応募情報登録が確認できない場合、事務局より一覧送信をお願いする場合があります。
予めご了承ください。

日本語作文コンクール応募に関する 個人情報の取扱いについて

公益財団法人 国際人材協力機構（以下、「当機構」という）は、ご提供いただいた個人情報を以下のとおりお取り扱いいたします。

1 事業者名、個人情報管理責任者の氏名または職名、所属及び連絡先

公益財団法人 国際人材協力機構
個人情報監理責任者：総務部担当役員 TEL：03-4306-1100

2 個人情報の取得と利用目的

外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの広報啓発活動及びそのための本人への連絡。

3 個人情報の第三者提供

日本語作文コンクールの応募に際してご提供いただいた個人情報は、以下のとおり第三者に提供します。

- (1) 提供する目的
技能実習生・研修生の日本語能力向上の奨励
- (2) 提供する個人情報
氏名、国籍、所属機関、職種、顔写真、動画（※受賞者のみ）
- (3) 提供する方法
ホームページ掲載、当機構出版物の配布、JITCO 電子教材配信サイト及び当機構 YouTube チャンネルでの動画配信
- (4) 提供する第三者
技能実習生・研修生、ホームページ閲覧者、技能実習受入れ関与機関、出版物提供依頼者

4 個人情報の提供を伴う委託

日本語作文コンクールの応募に際してご提供いただいた個人情報は、ホームページ掲載及び当機構出版物の印刷の目的で、その委託先に提供します。その場合は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結します。

5 個人情報の提供に関する任意性

本機構に個人情報をご提供いただくことは任意です。ご提供いただけない場合は、本人が不利益を被る場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6 個人情報の開示等

本機構にご提供いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止並びに第三者提供記録の開示の請求や苦情及び相談については、遅滞なく対応します。お問い合わせ、ご請求される場合は、以下の個人情報に関する相談窓口までお問い合わせください。

個人情報の相談窓口

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング
公益財団法人 国際人材協力機構 総務部総務・人事課
TEL：03-4306-1100

